

【調査票に関する問い合わせ先】

この調査は、集計及び分析を（株）サーベイリサーチセンターに委託して実施しています。調査票の内容に関して不明な点等ありましたら、お手数ですが下記までお問い合わせください。

（株）サーベイリサーチセンター 担当：津崎、小寺
電話：0120-957-873、FAX：03(3802)6728
メールアドレス：yoronke ikaku2ka@surece. co. jp
受付時間：平日（月～金） 午前 10 時～午後 6 時

＜＜＜＜＜＜＜＜＜＜ 記入上のお願い ＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞

- 回答は、この調査票に直接書いてください。
- 質問によっては、一部の方のみに回答していただくものもあります。
- 回答は、あてはまる番号に○印をつけてください。
- 回答が「その他」になる場合は、（ ）内にその内容を書いてください。

差し支えなければ、事業所名とご担当者様のお名前、連絡先の電話番号をお書き下さい。

事業所名	
ご担当者様	
電話番号	

※ 空欄のままでもかまいません。

サービス事業所の方

区民の生活のニーズに関する調査

日頃から、文京区の福祉行政にご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。
文京区では、事業運営状況や課題を把握して、福祉施策を計画的に進めていくための基礎資料とするために、調査を実施します。

この調査票は、文京区内の指定障害福祉サービス等事業所を対象としています。
ご回答いただいた内容は、統計的に集計・分析して、報告書として発行するとともに文京区公式ホームページでもお知らせします。調査の結果については障害者計画（平成30年度から平成32年度まで）策定の参考にさせていただきます。

任意で事業所名等記入をお願いしていますが、アンケートの回答内容について目的以外に利用することはありません。この調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

平成28年10月
文京区 福祉部
保健衛生部

平成28年10月21日（金）までに、ポストに投函してください。同封の「返信用封筒」に、回答を書き入れたこの調査票を入れて、ポストに投函してください。切手を貼る必要はありません。

【記入済調査票送付先】

〒112-8555 文京区春日 1-16-21 文京シビックセンター9階
文京区役所障害福祉課福祉係

問4 貴事業所が事業を展開しているエリア（サービス利用対象者がお住まいの範囲）をお答えください。（〇はひとつでも）

- 1 文京区内の一部（地域）
- 2 文京区内全域
- 3 23区内（地域）
- 4 東京都内（地域）
- 5 首都圏（地域）
- 6 その他（ ）

問5 貴事業所でサービスを提供している利用者数をお聞きます。
障害別にお答えください。（平成28年10月1日時点の人数）
重複障害の方については主たる障害についてご回答ください。

障害の種類	人数
身体障害	人
知的障害	人
精神障害	人
発達障害	人
難病	人

問6 貴運営法人及び貴事業所にお聞きます。
平成27年度の事業の収支状況をお聞きます。（〇はひとつ）

【運営法人（介護保険サービス事業所等分も含む）の収支状況】

- 1 黒字だった
- 2 ほぼ収支が均衡した
- 3 やや赤字だった
- 4 大幅な赤字だった
- 5 その他（ ）

【障害福祉サービス等事業所の収支状況】

- 1 黒字だった
- 2 ほぼ収支が均衡した
- 3 やや赤字だった
- 4 大幅な赤字だった
- 5 その他（ ）

1 事業運営について

問1 貴事業所の経営主体をお聞きます。（〇はひとつ）

- 1 社会福祉法人
- 2 医療法人
- 3 一般社団法人・一般財団法人
- 4 株式会社・有限会社
- 5 特定非営利活動法人（NPO法人）
- 6 協同組合
- 7 合同会社・合資会社
- 8 その他法人
- 9 個人医療機関
- 10 地方公共団体
- 11 その他（ ）

問2 貴事業所の開業年をお聞きます。

昭和・平成 年（西暦） 年（ ）

問3 貴事業所で提供している障害福祉サービス、児童福祉法に基づき障害児サービス等をお聞きます。（〇はいくつでも）

※ 介護保険サービスは含めないでください。

- 1 居宅介護
- 2 重度訪問介護
- 3 行動援護
- 4 重度障害者等包括支援
- 5 同行援護
- 6 短期入所
- 7 生活介護
- 8 療養介護
- 9 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- 10 就労移行支援
- 11 就労継続支援（A型）
- 12 就労継続支援（B型）
- 13 共同生活援助（グループホーム）
- 14 施設入所支援
- 15 地域相談支援
- 16 計画相談支援
- 17 地域活動支援センター事業
- 18 移動支援事業
- 19 日中一時支援事業
- 20 児童発達支援
- 21 医療型児童発達支援
- 22 放課後等デイサービス
- 23 保育所等訪問支援
- 24 障害児相談支援
- 25 その他（ ）

問9 貴運営法人及び貴事業所にお聞きします。

職員について、平成28年9月30日までの過去1年間の採用者数と離職者数をお聞きします。

【運営法人（介護保険サービス事業所等も含む）の採用者・離職者数】

	採用者数	離職者	
		1年未満	3年未満
常勤職員	人	人	人
非常勤職員	人	人	人

【障害福祉サービス等事業所の採用者・離職者数】

	採用者数	離職者	
		1年未満	3年未満
常勤職員	人	人	人
非常勤職員	人	人	人

※1 運営法人の採用者であり、当該事業所に配属又は異動により転出した者を除く。
 ※2 1年未満の有期雇用契約により、採用又は退職した者を除く。

問10 問8の【障害福祉サービス等事業所の職員充足状況】で、「2 やや不足している」、「3 不足している」、「非常に不足している」と回答した事業所にお聞きします。

不足と感じる理由について教えてください。(○は2つまで)

- 1 離職率が高い(定着率が低い)
- 2 採用が困難 → 2に○を付けた方は問11へ
- 3 事業を拡大したいが人材が確保できない
- 4 その他 () → 上記2に当てはまらない方は問12へ

問7 貴事業所を運営していく上で何を重視していますか。

(○は3つまで)

- 1 職員の確保
- 2 職員の待遇改善
- 3 職員の資質向上
- 4 事務作業量の軽減
- 5 施設・設備の改善
- 6 制度改正などへの対応
- 7 収益の確保
- 8 運転資金の調達
- 9 他の事業者との連携
- 10 行政との連携
- 11 地域住民等の理解
- 12 その他 ()

2 職員について

問8 貴運営法人及び貴事業所にお聞きします。

業務量に対して、職員の充足状況(人手)はいかがですか。

(○はひとつ)

【運営法人（介護保険サービス事業所等も含む）の職員充足状況】

- 1 十分である
- 2 やや不足している
- 3 不足している
- 4 非常に不足している
- 5 わからない

【障害福祉サービス等事業所の職員充足状況】

- 1 十分である
- 2 やや不足している
- 3 不足している
- 4 非常に不足している
- 5 わからない

問 13 貴事業所では、人材育成のための取り組みをしていますか。

(○はい/×いいえ)

- 1 事業所内で研修の実施
- 2 事業所内で事例検討会の実施
- 3 外部研修参加のための休暇取得の支援や金銭的な支援
- 4 他事業者への異動・受入（人事交流）
- 5 他事業者と合同で研修会の実施
- 6 他事業者と合同で事例検討会の実施
- 7 職員キャリアパスの導入
- 8 指導員（チューター）制度の導入
- 9 特に行っていない
- 10 その他（ ）

問 14 貴事業所の職員が過去 1 年間に参加した研修内容を教えてください。

(○はい/×いいえ)

- 1 障害福祉サービス制度全般に関する研修
- 2 障害者の権利擁護に関する研修
- 3 職場のメンタルヘルズに関する研修
- 4 苦情対応に関する研修
- 5 成年後見制度に関する研修
- 6 自立支援給付の請求に関する説明会・研修
- 7 利用者支援等に係る実務研修
- 8 障害の特性に関する研修
- 9 サービス管理責任者指導者養成研修
- 10 相談支援従事者指導者養成研修
- 11 都が実施する集団指導
- 12 その他（ ）

問 11 問 10 で、「2. 採用が困難」と回答した事業所にお聞きします。

採用が困難な原因はどこにあると考えますか。(○は 4 つまで)

- 1 労働時間が長い
- 2 夜勤が多い
- 3 休みが取りにくい
- 4 雇用が不安定
- 5 キャリアアップの機会が不十分
- 6 賃金が低い
- 7 仕事がきつい（身体的）
- 8 仕事がきつい（精神的）
- 9 社会的評価が低い
- 10 わからない
- 11 その他（ ）

問 12 全ての事業所にお聞きします。

貴事業所では、職員が離職する原因はどこにあると考えますか。(○は 4 つまで)

- 1 職場の人間関係に問題があった
- 2 他の職場、仕事に魅力があった
- 3 他と比べて賃金が低かった
- 4 キャリアアップの機会を与えられなかった
- 6 結婚・出産・妊娠・育児等のライフイベントに専念するため
- 7 人員整理・退職勧奨・法人解散・事業不振等のため
- 8 家族の介護・看護のため
- 9 病气・高齢のため
- 10 定年・雇用期間満了のため
- 11 わからない
- 12 その他（ ）

問 18 貴事業所では、サービス向上のためにどのようなことに取り組んでいますか。(○はいくつでも)

- 1 困難事例のケース検討会などの開催
- 2 事業者独自の評価
- 3 利用者による評価
- 4 第三者機関の評価
- 5 専門職の配置 → 5に○を付けた方は問 19へ
- 6 サービス提供マニュアルの作成
- 7 緊急時マニュアルの作成
- 8 事故防止対策
- 9 利用者への説明の徹底
- 10 苦情や相談の受付体制の整備
- 11 特にない
- 12 その他()

→ 上記5に当てはまらない場合は、問 20へ

問 19 問 18で「**5 専門職の配置**」を選択された事業所にお聞きします。貴事業所で、配置している専門職について、職種名と雇用形態についてご記入ください。

例)	看護師	常勤
	精神保健福祉士	非常勤
	医師	嘱託

職種名	雇用形態
()	()
()	()
()	()
()	()

問 15 貴事業所では、人材確保のための取り組みをしていますか。(○はいくつでも)

- 1 求人誌などに人材広告を掲載した
- 2 インターネットの求人サイトを利用した
- 3 人材募集のチラシを配布した
- 4 ハローワークを通じて募集した
- 5 福祉専門学校等で求人を行った
- 6 知人経由・人づていで探した
- 7 ボランティアを受け入れた
- 8 その他()

3 サービス提供について

問 16 貴事業所でサービスを提供する上で、課題となっていることは何ですか。(○は3つまで)

- 1 量的に、利用者の希望通り提供できていない
- 2 質的に、利用者の希望通り提供できていない
- 3 利用者や家族とのコミュニケーションが難しい
- 4 困難事例への対応が難しい
- 5 休日や夜間の対応が難しい
- 6 変更やキャンセルが多い
- 7 苦情やトラブルが多い
- 8 その他()

問 17 貴事業所では、サービス利用について、利用者やご家族の方からどのような相談や苦情を受けられますか。(○は3つまで)

- 1 利用できるサービスがわかりにくい
- 2 区役所での手続きが大変
- 3 利用できる回数や日数が少ない
- 4 利用日などが希望通りにならない
- 5 サービスの質が良くない
- 6 職員間の申し送りが不十分
- 7 利用したいサービスが利用できない
- 8 利用者負担が大きい
- 9 病状等に関する相談
- 10 特にない
- 11 その他()

問 22 特定相談支援事業所の指定をとる予定はない場合、その理由をお答えください。
い。(○は2つまで)

- 1 職員体制が整わない
- 2 相談支援専門員がいらない
- 3 指定の取り方がわからない
- 4 資金の調達ができない
- 5 事業所の確保ができない
- 6 収益性の確保ができない
- 7 その他

問 23 指定特定相談支援事業所についてご意見をお書きください。

問 24 指定一般相談支援事業所以外の事業所にお聞きします。

貴事業所は、一般相談支援事業所の指定を取る予定はありますか。
(○はひとつ)

- 1 今後指定をとる予定である
- 2 指定をとる予定はない

地域移行支援・地域定着支援等の地域相談支援は指定一般相談支援事業所が行います。
※ 指定一般相談支援事業所については13ページをご覧ください。

問 25 指定をとる予定はない場合、その理由をお答えください。
(○は2つまで)

- 1 職員体制が整わない
- 2 相談支援専門員がいらない
- 3 指定の取り方がわからない
- 4 資金の調達ができない
- 5 事業所の確保ができない
- 6 収益性の確保ができない
- 7 その他

問 20 貴事業所では、今後新規に障害福祉サービス等への参入を検討していますか。(○はいいくつでも)

※ 介護保険サービス等は含めないでください。

- 1 居宅介護
- 2 重度訪問介護
- 3 行動援護
- 4 重度障害者等包括支援
- 5 同行援護
- 6 短期入所
- 7 生活介護
- 8 療養介護
- 9 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- 10 就労移行支援
- 11 就労継続支援（A型）
- 12 就労継続支援（B型）
- 13 共同生活援助（グループホーム）
- 14 施設入所支援
- 15 地域相談支援
（地域移行支援・地域定着支援）
- 16 計画相談支援
（サービス等利用計画・モニタリング）
- 17 地域活動支援センター事業
- 18 日中一時支援事業
- 19 生活サポート事業
- 20 児童発達支援
- 21 医療型児童発達支援
- 22 放課後等デイサービス
- 23 保育所等訪問支援
- 24 障害児相談支援
- 25 その他

問 21 指定特定相談支援事業所以外の事業所にお聞きします。

貴事業所は、特定相談支援事業所の指定をとる予定はありますか。
(○はひとつ)

- 1 今後指定をとる予定である
- 2 指定をとる予定はない

サービス等利用計画の作成やモニタリング等の計画相談支援は指定特定相談支援事業所で行います。

※ 指定特定相談支援事業所については、13ページをご覧ください。

問 28 今後の障害福祉施策の充実に向けて、どのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)

- 1 地域住民の理解や協力
- 2 地域の相談支援体制の充実
- 3 地域の生活基盤の充実のための施策
- 4 一般就労の促進のための施策
- 5 福祉的就労における工賃向上
- 6 福祉人材の確保のための施策
- 7 事務手続きの簡素化
- 8 利用者負担の軽減
- 9 特にない
- 10 その他 ()

4 虐待防止について

問 29 貴事業所では虐待防止対策についてどのような取り組みをしていますか。(〇はいくつでも)

- 1 虐待防止責任者の設置
- 2 虐待防止委員会の設置
- 3 虐待防止に係る外部研修への参加
- 4 事業所内で虐待防止に係る研修・説明会の開催
- 5 虐待防止マニュアルの作成
- 6 虐待防止連絡体制の整備
- 7 職員のメンタルヘルスのための研修を実施
- 8 職員にストレスチェックを実施
- 9 特に取り組んでいない
- 10 その他 ()

5 災害時の対策について

問 30 貴事業所では災害時の対策についてどのような取り組みをしていますか。(〇はいくつでも)

- 1 災害発生時対応マニュアルの作成
- 2 定期的に避難訓練を実施
- 3 備蓄品の整備
- 4 建物の耐震化
- 5 ロッカー、棚等の転倒防止措置
- 6 緊急連絡網の作成
- 7 避難経路の確保
- 8 避難行動計画の策定
- 9 特に取り組んでいない
- 10 その他 ()

問 26 指定一般相談支援事業所についてご意見をお書きください。

● 指定特定相談支援事業所 ・ 指定障害児相談支援事業所

指定特定相談支援事業所は計画相談支援を行う事業所で、サービス等利用計画の作成や計画のモニタリングを行います。

指定障害児相談支援事業所は障害児相談支援を行う事業所で、児童福祉法に基づく障害児支援利用計画の作成やモニタリングを行います。

いずれも相談支援専門員の配置と専用の相談室が必要です。区市町村が指定します。

● 指定一般相談支援事業所

指定一般相談支援事業所は地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)を行う事業所です。地域移行支援では、障害者支援施設入所中の障害者や精神科病院入院中の精神障害のある方々に対し、退所・退院した後の住居探しや地域生活に移行するための支援を行います。地域定着支援では、施設や病院を出て単身生活を始める方々に対し、緊急事態が生じた際の相談や緊急訪問を行います。相談支援専門員の配置と専用の相談室が必要です。都道府県が指定します。

問 27 新規サービスに参入する上で課題となることは何ですか。参入の予定がない事業所の方も、参入を想定した場合の課題をお答えください。

(〇は2つまで)

- 1 新たな職員の確保
- 2 障害に対応できる職員の能力育成
- 3 新規サービスのノウハウ獲得
- 4 参入資金の調達
- 5 施設や事業所の確保
- 6 収益性の確保
- 7 特にない
- 8 その他 ()

8 自由意見

問 33 区の障害者施策に関して、ご意見・ご要望などがありましたら、ご自由にお書きください。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

※ お書きいただいたご意見・ご要望に、個別にお答えすることはできませんが、計画策定の際の参考にさせていただきます。

質問は以上で終わりです。

この度は調査にご協力いただき、誠にありがとうございました。

平成28年10月21日(金)までに、同封の「返信用封筒」に、ご回答

いただいたこの調査票を入れて、ポストに投函してください。

封筒に切手を貼る必要はありません。

6 感染症対策について

問 31 貴事業所では感染症対策についてどのような取り組みをしていますか。(〇はいくつでも)

- 1 感染症予防マニュアルの作成
- 2 職員に対する感染症対策に関する研修等の開催
- 3 感染を予防するための備品（使い捨て手袋、マスク、手指消毒薬等）を常備
- 4 手洗い・うがいの励行
- 5 職員・関係機関等への連絡体制の整備
- 6 特に取り組んでいない
- 7 その他（ ）

7 差別解消について

問 32 社会的障壁の除去に向けて、合理的配慮を進めていくために必要なことは何だと思われますか。(〇は2つまで)

- 1 区民や民間事業者に対して障害者差別解消法 ※1 に関する周知・啓発
- 2 障害者差別解消法に係るセミナー等の開催
- 3 障害当事者を講師とした区民・民間事業者向けの研修
- 4 筆談、読み上げ、手話など障害の特性に応じたコミュニケーション手段の設置
- 5 意思疎通のために絵や写真カード、ICT 機器（タブレット端末等）等の活用
- 6 ヘルプマーク・ヘルプカードの周知・啓発
- 7 特にない
- 8 その他（ ）

※1 障害者差別解消法

障害者差別解消法は、すべての国民が、障害の有無によって分け隔たられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を社会において推進することを目的に制定され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されました。

〇不当な差別的取扱いの禁止

不当な差別的取扱いとは、障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。行政機関又は民間事業者は、正当な理由なく、障害者の権利利益を侵害してはなりません。

〇合理的配慮の提供

行政機関等は、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁（バリア）を除去するための必要かつ合理的な取組を行わなければならない。（民間事業者については努力義務）